

宮城県後期高齢者医療広域連合訓令甲第2号（平成19年3月28日）

事務決裁規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、広域連合長の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

決裁 広域連合長及び専決する権限を有する者がその権限に属する事務の処理について最終的に意思決定をすることをいう。

専決 広域連合長の権限に属する事務を常時広域連合長に代わって決裁することをいう。

代決 広域連合長及び専決する権限を有する者が不在のとき、あらかじめ定められた範囲内において一時その者に代わって決裁することをいう。

（決裁の原則）

第3条 すべて事務は、広域連合長の決裁を経て処理しなければならない。ただし、事務局長及び事務局次長が専決できる事務（以下「専決事項」という。）については、この限りでない。

（専決事項）

第4条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（専決の制限）

第5条 事務の内容が次の各号に掲げるものについては、前条の規定にかかわらず、専決することができない。

異例であり又は前例になると認められるもの

紛議論争のあるもの又はその素因となるおそれのあるもの

特に重要であり，専決することが不相当と認められるもの

( 広域連合長の決裁すべき事務の代決 )

第 6 条 広域連合長が不在のときは，副広域連合長が広域連合長の決裁すべき事務を代決することができる。

2 広域連合長及び副広域連合長がともに不在のときは，事務局長が広域連合長の決裁すべき事務を代決することができる。

( 専決事項の代決 )

第 7 条 事務局長が不在のときは，事務局次長が事務局長の専決事項に限り代決することができる。

2 事務局次長が不在のときは，総務課長が事務局次長の専決事項に限り代決することができる。

( 代決の制限 )

第 8 条 前 2 条の代決は，事務の内容が次の各号に掲げるものでなければすることができない。

あらかじめ処理の方針が示されたもの

緊急に処理する必要があるもの

比較的軽易なもの又は定例的なもの

( 後関 )

第 9 条 第 5 条又は第 6 条の規定により代決した事務で特に必要と認められるものは，速やかに上司の後関を受けなければならない。

附 則

この訓令は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 19 年 9 月 28 日訓令甲第 9 号 )

この訓令は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令甲第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 事務局長の専決事項（第4条関係）

（平成19年9月・平成20年3月・一部改正）

- 職員に関する次のこと。
- イ 職員の事務分担の決定
  - ロ 職員の週休日の指定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び休日の代休日の指定
  - ハ 職員の旅行命令（事務局次長の専決事項に係るものを除く。）及び職員の旅行の復命の受理
  - ニ 職員の時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務の命令（事務局次長の専決事項に係るものを除く。）
  - ホ 職員の年次有給休暇及び特別休暇の届出の受理又は承認（事務局次長の専決事項に係るものを除く。）
  - ヘ 職員の病気休暇及び介護休暇の承認
  - ト 職員の職務に専念する義務の免除の承認
  - チ 職員の営利企業等の従事の許可
  - リ 育児休業の承認
- 臨時職員の任免
- 行政文書等に関する次のこと。
- イ 定例的又は軽易なものの公示及び公表
  - ロ 通知，申請，届け，報告，照会，回答等の受理及び提出
  - ハ 不服申立て等の受理
  - ニ 宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第6条に規定する開示決定等
  - 宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の施行に関する次のこと。
  - イ 個人情報の開示等の決定（第21条）
  - ロ 個人情報の訂正等の決定（第30条）
  - ハ 個人情報の利用停止等の決定（第36条）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関する次のこと。
- イ 被保険者の認定並びに資格の取得及び喪失の届出の受理並びに被保険者証の交付及び返還の請求（第50条及び第54条）
  - ロ 被保険者の適用除外該当者の登録（第51条）
  - ハ 住所地特例該当者の登録（第55条）
  - ニ 後期高齢者医療給付の支給の決定（第4章第3節）
  - ホ 第三者行為による損害賠償の請求（第58条第1項）
  - ヘ 不正利得の徴収及び命令（第59条第1項）
  - ト 一部負担金の負担区分の判定（第67条第1項）
  - チ 一部負担金の減額，免除及び徴収の猶予の決定（第69条第1項）
  - リ 保険料の賦課の決定（第104条第2項及び第3項）
  - 又 保険料の徴収の猶予及び減免の決定（第111条）
- 国庫補助金等の交付申請，請求及び実績報告
- 1件10万円未満の寄附の受納
  - 収入調定及び納入通知
  - 1件1,000万円未満の工事又は製造に係る事案の決定
- 前号に掲げるもののほか，1件500万円未満の支出を伴う事案の決定（旅行命令及び事務局次長の専決事項に係るものを除く。）
- 支出を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の支出負担行為及び支出命令（事務局次長の専決事項に係るものを除く。）
- 予算の流用及び予備費の充用
- 前各号に掲げるもののほか，方針の確定している事務事業の執行に関することその他専決することが適当と認められるもの

別表第2 事務局次長の専決事項（第4条関係）

（平成20年3月・一部改正）

職員に関する次のこと。

イ 職員（課長以下の職にある者に限る。以下同じ。）の旅行命令

ロ 職員の時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務の命令

ハ 職員の年次有給休暇及び特別休暇の届出の受理又は承認

職員の旅行命令に係る支出負担行為及び支出命令

1件10万円未満の物品の購入に係る事案の決定

1件10万円未満の支出を伴う役務の調達等に係る事案の決定

支出を伴う事案の決定（旅行命令に係るものを除く。）に係る1件10万円未満の契約の締結その他の支出負担行為及び1件10万円未満の支出命令

公用車に係る運転命令及び報告の徴収

自家用自動車の使用の承認